

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

会員及び会費に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員及び会費について必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 定款第33条の規程による会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 琴浦町に居住する者
- (2) 特別賛助会員 この法人の主旨目的に賛同する者

(会 費)

第3条 会員の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 1世帯当り 1,000円
- (2) 特別賛助会員 1口当り 2,000円

2 会員は、その年度の会費を年度内に納入しなければならない。

(委 任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は平成16年9月1日から施行する。

この規程は平成30年6月18日から施行する。